

○高島市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

平成17年1月1日

告示第70号

改正 平成20年4月1日告示第56号

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者(児)が就労、通学、通院、通所、生業等のために自動車を取得し改造する場合に要する経費(以下「自動車改造費」という。)の一部を助成し、もって身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資する事を目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本人またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年(1月から6月の間に助成の申請があった場合は、前々年)の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第2条第2項または第7条の規定の例に定められた所得制限限度額を超える場合は、助成対象としないものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢または体幹機能障害を有する者であつて、就労等のために自らが所有し、運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている重度の下肢または体幹機能障害もしくは脳原性移動機能障害で、障害の程度が1級または2級の者(児)であつて、通学、通院、通所もしくは生業のため自らまたは生計を同一にする者が所有する自動車に車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着・改造する必要がある者

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、身体障害者が自ら運転する自動車の場合は、操向装置および駆動装置等の改造に要する経費とする。身体障害者(児)と生計を同一にする者等がその身体障害者(児)の移動介護のために運転する自動車の場合は、車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着・改造(移動介護用特別仕様車の購入を含む。)するために要した経費とする。

(助成額)

第4条 助成額は助成対象経費の範囲内の額とし、その限度額は7万5,000円とする。

(助成の申請)

第5条 本事業の助成を受けようとする者は、改造を行う前に身体障害者用自動車改造費助成申請書(様式第1号または様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者の身体障害者手帳の写し
- (2) 運転者の自動車運転免許証の写し(本人が教習のため運転免許取得前である場合を除く。)
- (3) 自動車車検証の写し(新たに自動車を購入する場合を除く。)
- (4) 生計同一申立書(様式第3号)。ただし、生計を同一にする者が所有する自動車を改造する場合のみ必要。
- (5) 改造に要する経費の見積書(装着・改造の箇所および経費を明らかにしたもの)の写し
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(助成の決定)

第6条 市長は、前条による申請書の提出があったときは、これを審査し助成の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、申請者に対して身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書(様式第4号)または身体障害者用自動車改造費助成却下通知書(様式第5号)により通知する。

(運転免許取得の確認)

第7条 市長は、教習のため運転免許取得以前に助成の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請のあった者に身体障害者自動車改造費助成承認通知書(様式第4号の2)により、運転免許を取得することを条件に助成する旨を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、免許を受けた日から60日以内に市長に運転免許証の写しを提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、自動車の改造完了後、速やかに身体障害者用自動車改造費助成事業実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 改造費明細書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 自動車検査証の写し。ただし、新たに自動車を購入した場合のみ必要
- (4) その他市長が必要と認めた書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、助成金の額の確定をする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額の確定をしたときは、申請者に対し身体障害者用自動車改造費助成金確定通知書(様式第7号)により通知する。

(助成金の請求)

第10条 助成金の確定通知を受けた者は、速やかに身体障害者用自動車改造費助成金交付請求書(様式第8号)により、市長に請求するものとする。

(支払)

第11条 市長は、前条の請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が不正に助成を受けたことが明らかになったときは、助成の決定を取り消し、または既に受けた助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(身体障害者用自動車改造費助成の整理簿等)

第13条 市長は、助成の状況を明らかにするため、身体障害者用自動車改造費受給者名簿(様式第10号)を整備するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の今津町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成14年今津町告示第43号)、安曇川町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成13年安曇川町告示第52号)、高島町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱または新旭町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成14年新旭町告示第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

改正文(平成20年4月1日告示第56号)抄

平成20年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第4号の2(第7条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号

様式第10号(第13条関係)